

袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業

実施計画

令和6年3月

袖ヶ浦市

目次

I 実施計画の基本的な考え方	1
1 本市の現状と重層的支援体制整備事業移行準備事業	1
2 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について	1
(1) 計画の位置づけ及び各種計画との関連	1
(2) 計画期間	2
II 袖ヶ浦市における重層的支援体制整備事業	3
1 実施体制	3
2 実施する事業	5
(1) 相談支援	6
(2) 地域づくり	7
(3) 新たな機能	7
(4) 目指す姿(イメージ)	10
III 計画の推進体制	11
1 推進方法	11
2 評価と見直し	11
資料	12

I 実施計画の基本的な考え方

I 本市の現状と重層的支援体制整備事業移行準備事業

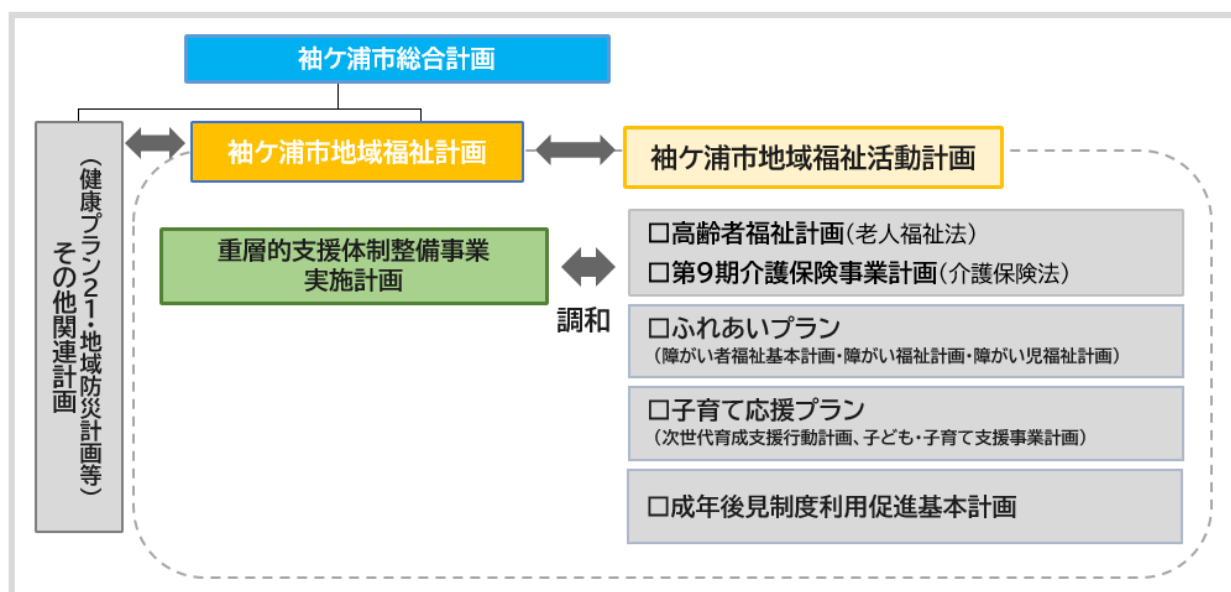
本市では、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮それぞれの分野において、地域での支え合いの仕組みや相談支援の充実に取り組んでいます。しかし本市においても、複合化・複雑化した課題を抱える世帯の相談は少なくなく、分野ごとまたは福祉の既存の制度を超えた予防的な対応が必要となってきています。こうした現状に対応するため、本市では、令和5年度に重層的支援体制整備事業移行準備事業を実施し、分野横断的な取組についての検討や準備を進め、令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施します。

重層的支援体制整備事業を実施することで、これまで分野ごとに実施していた事業の補助金を、重層的支援体制整備事業交付金として一括で交付を受けることになり、一体的な事業の実施が可能となります。

2 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

(1) 計画の位置づけ及び各種計画との関連

本計画は、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の5の規定に基づく重層的支援体制整備事業実施計画です。また、重層的支援体制整備事業は、属性を問わず分野横断的な支援を行うものであることから、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、子育て応援プランとの整合性を図ります。



(2) 計画期間

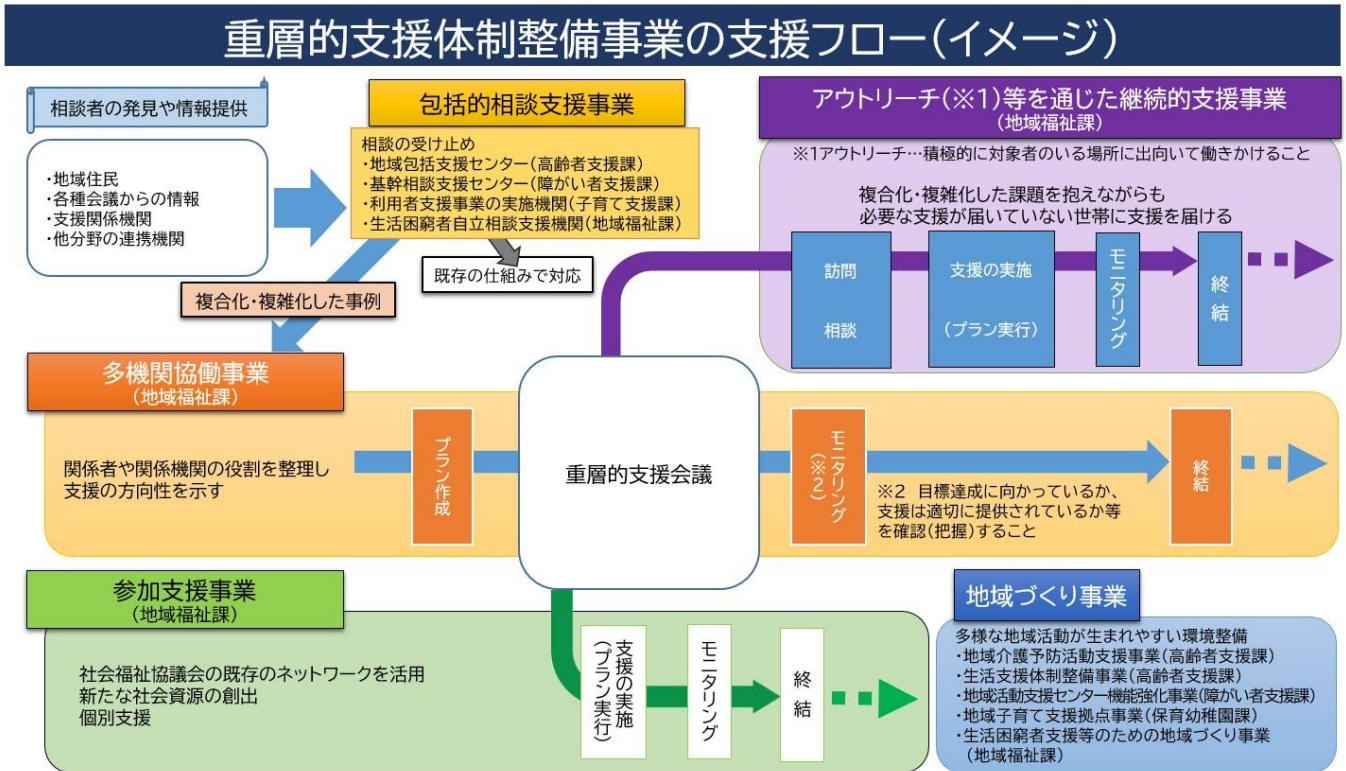
地域福祉計画との関連性を踏まえ、本計画期間を2年間とし、令和6年度から令和7年度の2年間を計画期間とします。令和8年度以降は、地域福祉計画に包含する形で策定します。

計画名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基本構想	基本構想(12年間)											
総合計画	前期基本計画						後期基本計画					
実施計画	第1期			第2期			第3期			第4期		
地域福祉計画	第3期						第4期					
重層的支援体制整備事業実施計画				移行準備	策定							
成年後見制度利用促進基本計画					改訂							
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第7期(H30~)	成年後見制度利用促進基本計画 第8期				第9期	第10期	第11期(~R14)				
ふれそであいがプラン	障がい者福祉基本計画 第3期(H30~)					第4期				第5期(~R17)		
	第5期(H30~)	第6期				第7期	第8期	第9期				
	第1期(H30~)	第2期				第3期	第4期	第5期				
子育て応援プラン	第2期					第3期				第4期		

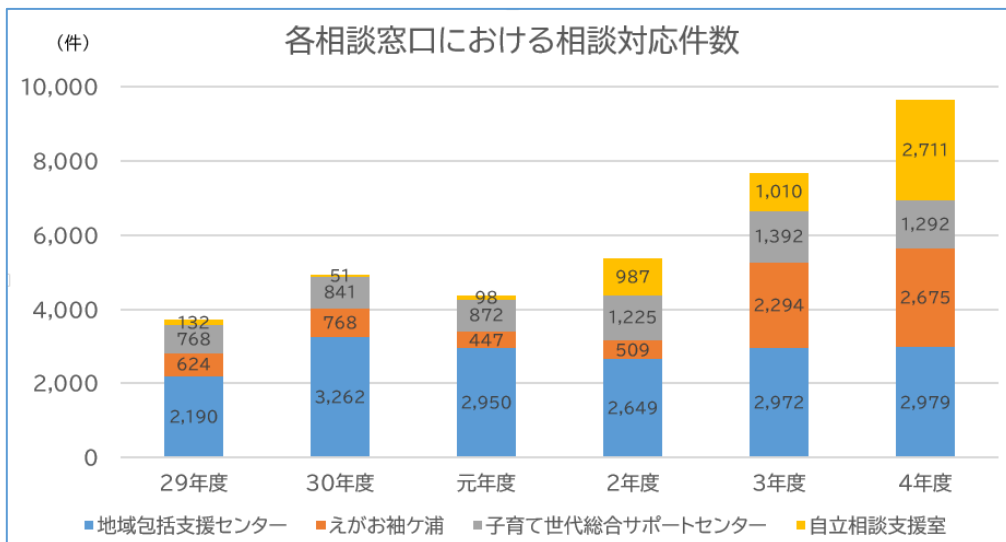
II 袖ヶ浦市における重層的支援体制整備事業

I 実施体制

重層的支援体制整備事業は、後述する各事業を一体的に実施することで、課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために、必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業です。本市では、以下のようなイメージで実施します。

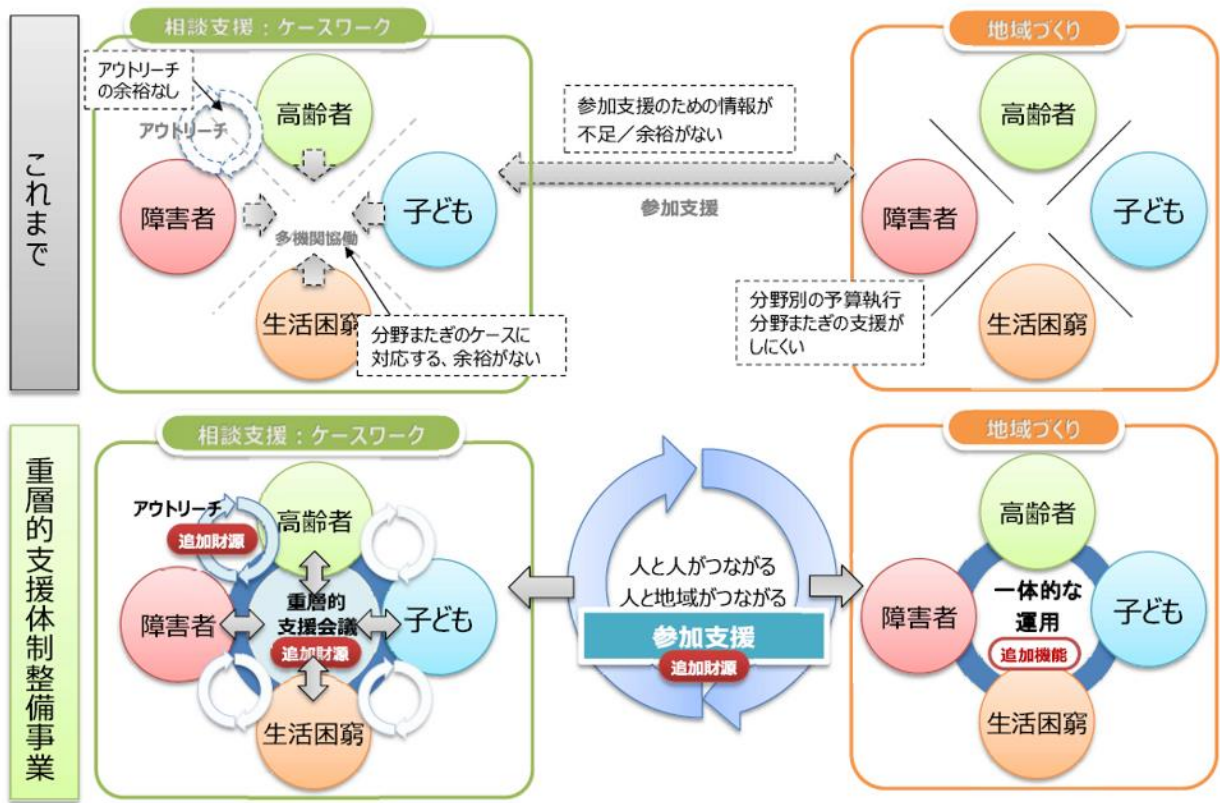


個別支援においては、それぞれの分野だけではスムーズに進まないケースにおいて、重層的支援体制整備事業を活用することで世帯全体の課題の解決を目指します。



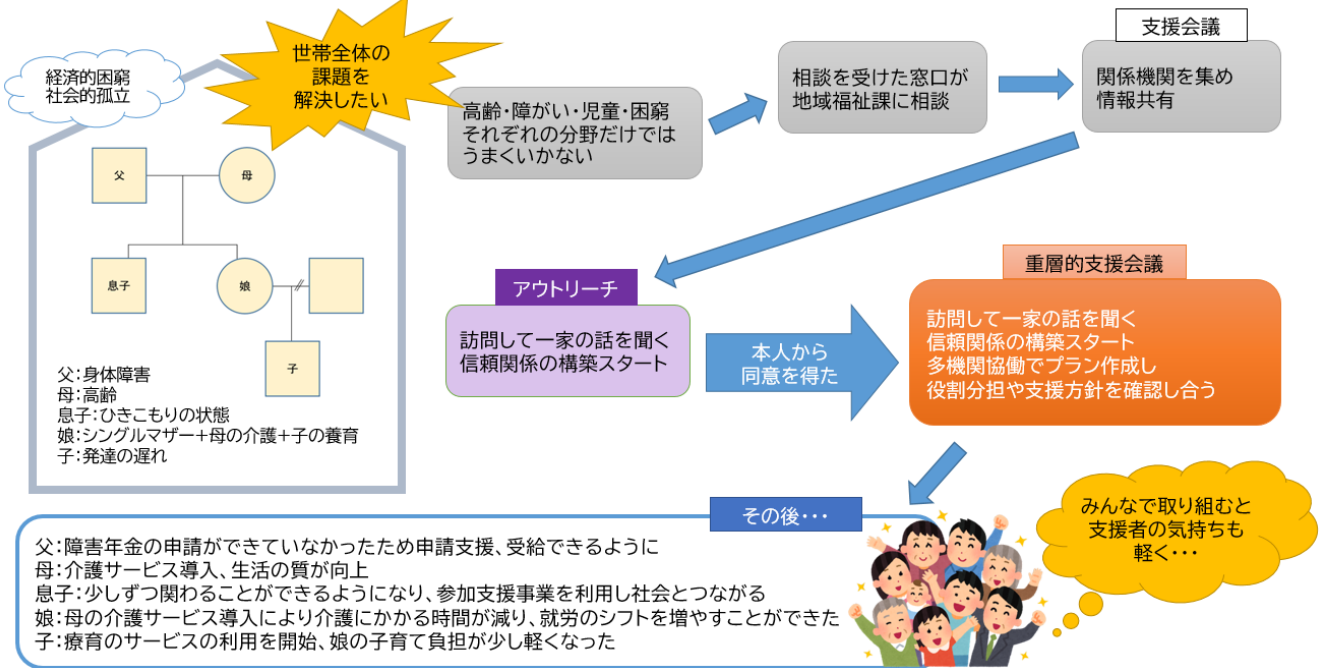
各相談窓口における相談対応件数は年々増加しています。上記フロー図のように体制を整備し、スムーズに対応します。

重層的支援体制整備事業の実施前後のイメージ図



資料 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「重層的支援体制整備事業に関わるようになった人に向けたガイドブック」

個別支援の事例(イメージ)



重層的支援体制整備事業の実施により、さまざまな課題を抱えた世帯に対して包括的に支援することができるようになります。

2 実施する事業

本市では、法第106条の4第2項に規定のある各事業を下表のとおり一体的に実施します。

	事業名	所管課
相談支援	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	福祉部 高齢者支援課
	障害者相談支援事業 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号)	福祉部 障がい者支援課
	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	市民子育て部 子育て支援課
	生活困窮者自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項各号)	福祉部 地域福祉課

	事業名	所管課
地域づくり	地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)	福祉部 高齢者支援課
	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	
	地域活動支援センター機能強化事業 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号)	福祉部 障がい者支援課
	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	市民子育て部 保育幼稚園課
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	福祉部 地域福祉課

	事業名	所管課
新たな機能	参加支援事業	福祉部
	多機関協働事業	
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域福祉課

なお、相談支援や地域づくり事業の実施体制や拠点については、「基本型」・「統合型」・「地域型」に類型化されますが、本市においては、既存のものを生かし、「基本型」として実施します。

重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型

類型	内容
基本型事業・拠点	単一の既存事業で支援を実施する形態。 従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた方の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなどチームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。
統合型事業・拠点	複数分野における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。 複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。 住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

参考 厚生労働省「重層的支援体制整備事業の実施について(実務)」

(1) 相談支援

包括的相談支援の取組は、既存事業を活かし、各分野の相談窓口の垣根を低くしてスムーズに連携することで複合化、複雑化した課題を有する世帯に対し相談支援を行います。

いずれの窓口にもあたらないような相談は、地域福祉課(自立相談支援室(愛称:そでさぼ))で対応します。

【相談支援機関】

①地域包括支援センターの運営

箇所数:3か所

(高齢者支援課、長浦地区地域包括支援センター、平川地区地域包括支援センター)

形態:直営・委託

※令和7年度に昭和・根形地区地域包括支援センターを開所予定であり、4か所となる見込み。

②障害者相談支援事業

箇所数:1か所(障害者相談支援事業所・基幹相談支援センター「えがお袖ヶ浦」)

形態:委託

③利用者支援事業

箇所数:1か所((仮称)こども家庭センター)

形態:直営

④生活困窮者自立支援事業

箇所数:1か所(自立相談支援室「そでさぼ」)

形態:直営

(2) 地域づくり

地域づくりの取組は、各分野の既存の取組等を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備するとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組をコーディネートします。

①地域介護予防活動支援事業

箇所数：1か所

形態：直営

※なお、当該事業内において「袖ヶ浦いきいき百歳体操」については各地域包括支援センターへ委託。

②生活支援体制整備事業

箇所数：1か所

形態：委託（袖ヶ浦市社会福祉協議会）

③地域活動支援センター機能強化事業

箇所数：1か所

形態：委託（社会医療法人社団さつき会 ケアセンターさつき）

④地域子育て支援拠点事業

箇所数：6か所

形態：公立1か所、私立5か所

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業

箇所数：1か所

形態：委託（袖ヶ浦市社会福祉協議会）

(3) 新たな機能

●参加支援

参加支援の取組は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指す取組です。相談受付、プラン作成、支援メニュー作成、社会資源とのマッチング、フォローアップ等を地域福祉課（袖ヶ浦市社会福祉協議会へ委託）にて実施します。

●多機関協働

多機関協働の取組は、複合化・複雑化した事例に対応する支援機関の抱える課題の把握や、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を果たすものです。主に支援者を支援する取組であり、地域福祉課（自立相談支援室「そでさぽ」）にて実施します。

実施方法としては、複合化・複雑化した課題を有する世帯に対し支援機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、支援機関等から相談を受け付けます。その後、多機関協働事業者である地域福祉課（自立相談支援室「そでさぽ」）は原則本人から利用申込（本人同意）を受け、その世帯の状態を把握し支援機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。プランの作成に当たっては、後述する重層的支援会議において十分検討を行い、支援を実施します。

重層的支援会議

重層的支援会議は、対象者から個人情報共有することに同意が得られた場合に開催し、多機関協働事業者である地域福祉課（自立相談支援室「そでさぽ」）が主催します。また、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるため、プランの適正性の協議、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討といった3つの役割を果たします。

プラン策定時、再プラン策定時（本人や世帯の状況が変化し再度プランを策定する必要があるとき）、支援終結の判断時、支援中断の決定時において開催します。

会議の開催については、月1回開催している生活困窮分野における支援調整会議を活用しますが、必要に応じて随時開催します。

支援会議

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となるものの、事例によっては対象者の同意が得られず、適切な情報共有が進まないことから役割分担も難しくなることがあります。

また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意が得られないことで支援の体制整備が進まない場合もあります。

そのため、法第106条の6の規定に基づき会議の構成員に対し守秘義務を課した支援会議を必要に応じて随時実施し、支援体制に関する検討を行います。

重層的支援会議と支援会議の違いについて

重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
 - ・ プランの適切性の協議
 - ・ 支援提供者によるプランの共有
 - ・ プラン終結時等の評価
 - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

支援会議（第106条の6）

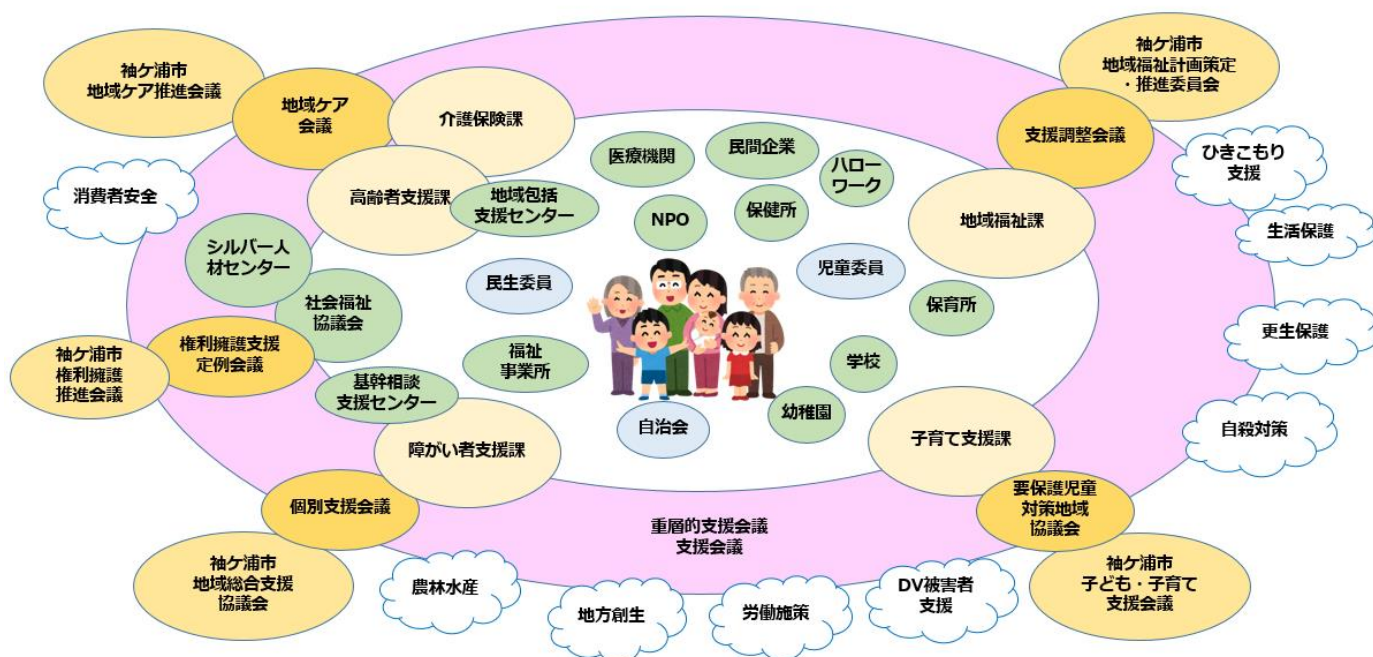
- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
 - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
 - ・ 見守りと支援方針の理解
 - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

資料 厚生労働省 令和3年度重層的支援体制整備事業に係る人材養成研修「21.多機関協働事業と重層的支援会議の考え方」

●アウトリーチ等を通じた継続的支援

アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複合化・複雑化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるものです。本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を地域福祉課（自立相談支援室「そでさぽ」）にて実施します。

(4) 目指す姿 (イメージ)



本市では、重層的支援体制整備事業を活かし、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、市民や地域で活動する団体、関係機関等やさまざまな分野と連携し、「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり(袖ヶ浦市地域福祉計画の基本理念)」を目指します。

【令和6年度以降の目標値】

成果指標	令和6年度	令和7年度
多機関協働事業の延べ対応回数	60回	120回
多機関協働事業の終結実件数	2件	4件

活動指標	令和6年度	令和7年度
重層的支援体制整備事業の周知(出前講座)	1回	1回
重層的支援会議 開催延べ回数	10回	20回
プラン作成件数	5ケース	10ケース
広報掲載、ホームページ掲載	年4回	年4回

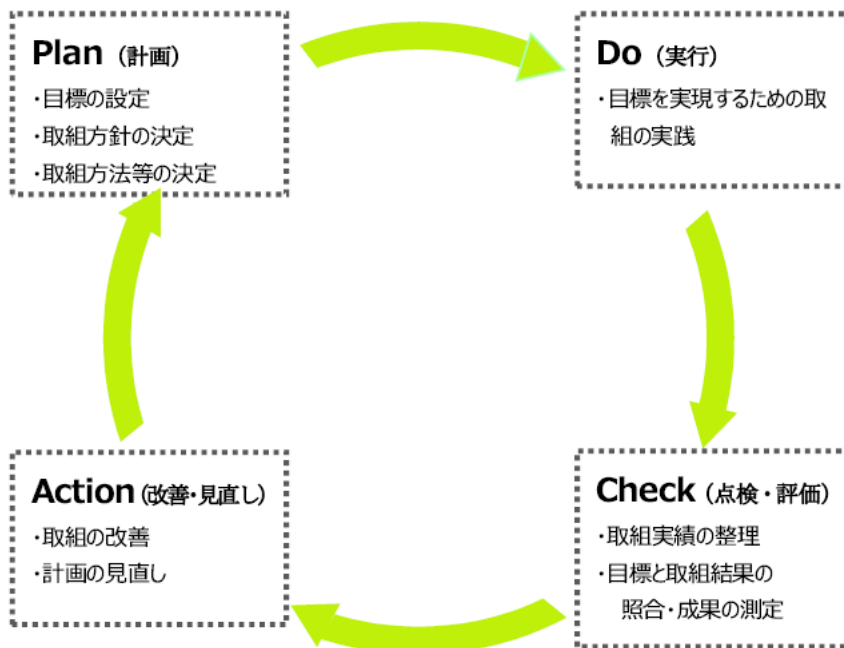
Ⅲ 計画の推進体制

1 推進方法

本実施計画を着実に推進していくため、年度ごとに事業の実施状況等を確認し、実施上の問題点を的確に把握し見直しするなど、事業の円滑な実施に努めます。

2 評価と見直し

進捗管理・評価を、「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」で提示し、PDCAサイクルに基づいて本計画の進捗状況の評価及び改善点を明らかにし、今後の施策の充実にに向けた提言をいただきます。



資料

1 庁内における事業の推進経過

令和4年度		
9月27日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業実施検討会議	
	会議内容	重層的支援体制整備事業を実施するにあたり庁内連携体制構築の取組を開始するため、関係課とともに検討。
	出席者	企画政策課、財政課、市民子育て部長、保険年金課、健康推進課、子育て支援課、保育幼稚園課、福祉部長、地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課、学校教育課
11月8日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業検討委員会設置要綱を制定	
12月23日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業検討委員会第1回部会	
	会議内容	重層的支援体制整備事業移行準備事業の実施に向け事業説明
	出席者	企画政策課、保険年金課、健康推進課、子育て支援課、保育幼稚園課、地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課、学校教育課
1月	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業検討委員会第2回部会（書面会議）	
2月21日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業第1回検討委員会	
	会議内容	移行準備実施計画部会案の検討
	出席者	企画政策課長、財政課長、市民子育て部長（副委員長）、保険年金課長、健康推進課長、子育て支援課長、保育幼稚園課長、福祉部長（委員長）、地域福祉課長、障がい者支援課長、介護保険課長、高齢者支援課長、学校教育課長
3月	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業第2回検討委員会を開催（書面会議）	
3月30日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業移行準備事業実施計画 施行	

令和5年度	
8月22日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業検討委員会第3回部会
	会議内容 部会員が人事異動により概ね変更となっており顔合わせ。事業概要、現在の対応状況等を説明。計画及び交付金に関する意見の提出を求めた。
	出席者 企画政策課、保険年金課、健康推進課、子育て支援課、保育幼稚園課、地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課、学校教育課
10月24日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業第3回検討委員会
	会議内容 袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業実施計画案の検討
	出席者 企画政策課長、財政課長、市民子育て部長（副委員長）、保険年金課長、健康推進課長、子育て支援課長、保育幼稚園課長、福祉部長（委員長）、地域福祉課長、障がい者支援課長、介護保険課長、高齢者支援課長、学校教育課長、袖ヶ浦市社会福祉協議会事務局次長
11月6日	袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会
	会議内容 袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業実施計画案の検討
	出席者 袖ヶ浦市中心身障がい者（児）福祉会、袖ヶ浦市シニアクラブ連合会、袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会、袖ヶ浦市社会福祉協議会、昭和地区社会福祉協議会、長浦地区社会福祉協議会、蔵波地区社会福祉協議会、根形地区社会福祉協議会、平岡地区社会福祉協議会、中川・富岡地区社会福祉協議会、袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会（昭和）、袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会（長浦）、袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会（蔵波）、袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会（東部）、袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会（主任児童委員）、袖ヶ浦市ボランティア連絡協議会、袖ヶ浦市自治連絡協議会、袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、青少年育成袖ヶ浦市民会議、学識経験者（家庭教育）、学識経験者（子育て関係市P）、公募、教育関係職員（教育指導主事）、教育関係職員（生涯学習関係職員）、袖ヶ浦市福祉部長
12月21日	パブリックコメント手続を実施。
～1月20日	意見提出 0人、0件

1月31日	袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会	
	会議内容	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業実施計画(案)のパブリックコメント実施結果報告について
	出席者	袖ヶ浦市中心身障がい者(児)福祉会、袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会、袖ヶ浦市社会福祉協議会、昭和地区社会福祉協議会、長浦地区社会福祉協議会、葦波地区社会福祉協議会、平岡地区社会福祉協議会、袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会(昭和)、袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会(葦波)、袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会(東部)、袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会(主任児童委員)、袖ヶ浦市ボランティア連絡協議会、袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、青少年育成袖ヶ浦市民会議、学識経験者(子育て関係市P)、教育関係職員(教育指導主事)、教育関係職員(生涯学習関係職員)、袖ヶ浦市福祉部長

2 地域や支援関係機関との意見交換等

袖ヶ浦市地域総合支援協議会
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に規定のある協議会において、重層的支援体制整備事業について検討。課題が他の部署にまたがる場合であっても、まずは受け止める相談支援体制を構築することや会議体の設置等に関し、重層的支援体制整備事業における相談支援のあり方に関する提言書を令和5年3月24日に市長に提出。
袖ヶ浦市社会福祉協議会役職員研修会
令和5年9月4日に開催された袖ヶ浦市社会福祉協議会役職員研修会において、重層的支援体制整備事業に関し研修を実施し、質疑応答を実施。
袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会
令和5年9月15日に開催された袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会第2回理事会において、重層的支援体制整備事業の概要等の説明、質疑応答を実施。